

令和三年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令
第四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による立入検査をする職員が、職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十條の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六條第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する命令を次のように定める。

犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六條第一項の規定による立入検査（都道府県知事が行うことができることとされるものに限る。）をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第三十三條第一項の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

別記様式（本則関係）

（第1面）

犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による立入検査をする職員が携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日 生

年 月 日交付

年 月 日取り消し

署名捺印欄（捺印・印）

（第2面）

この証明書と併用する者は、下記に該当する事項のうち、該当する事項の欄に丸印の記入し、該当の事項により立入検査等を行う職務を有するものとします。

設 定 の 条 項	該当の有無

- （備考） 1 この証明書は、両面と背で作成することとする。
- 2 該当の条項の欄に、この証明書を発行して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 署名欄の署名の欄に、立入検査等を行う職務を有する場合は「○」を、無しの場合には「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数は20までとし、付を任意で追加すること。第2面については、そのほか同一法令を欄に記載することとする。
- 5 裏面には、捺印欄を記載することができる。